

佐賀県訓令甲第一号

本 庁

現 地 機 関

労働委員会事務局

佐賀県本庁決裁等規程（平成十六年佐賀県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

第四条第三項に次の一号を加える。

十五 副課長（組織規則第二十五条第一項又は第二十六条第一項の規定により置かれた者に限る。）

第四条第五項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第十条第七項中「課長（」の下に「東北地方太平洋沖地震による被災者の受け入れ支援に関する事務については当該事務を担当する副本部長が組織規則第二十五条第一項の規定により置かれた副課長のうちから指名する者、」を加え、同条第十五項中「経営支援本部長が経営支援本部」を「農林水産商工本部長が農林水産商工本部」に改める。

第十二条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第九項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第一の旅行命令に関する事務の項の事務委任先の欄中「聖才短期大学、生涯政策監」を「副本部長」に改め、「特定政策組織（」の次に「統括本部における組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、」を加え、「組織規則第25条第1項」を「同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項」に改め、同表の年次休暇等の願の処理に

関する事務の項の事務委任先の欄中「副本部長、総括政策課」を「副本部長」に改め、同表の週休日の振替に関する事務の項の事務委任先の欄中「副本部長、総括政策課」を「副本部長、総括政策課」に改め、同表の時間外勤務代休時間の指定に関する事務の項の事務委任先の欄中「副本部長」を削り、同表の休日の代休日の指定に関する事務の項の事務委任先の欄中「副本部長、総括政策課」を削り、「副本部長、総括政策課」を「副本部長」に改め、同表の宿日直勤務の命令に関する事務の項の事務委任先の欄中「副本部長、総括政策課」を「副本部長」に改める。

別表第三の統括本部の文化行政に関する事務の項の次に次のように加える。

統括本部	東北地方太平洋沿岸被災者支援業務 東北地方太平洋沿岸被災者支援業務	東北地方太平洋沿岸被災者支援業務 東北地方太平洋沿岸被災者支援業務	1 東北地方太平洋沿岸被災者支援業務の受け入れ調整に関すること 2 東北地方太平洋沿岸被災者支援業務の受け入れ調整に関すること	
------	--------------------------------------	--------------------------------------	--	--

別表第三の情報課の地域情報化に係る施策の企画、調整及び推進に関する事務の項の本部長専決事務の欄を次のように改める。

地域情報化に関する基本方針及び総合調整に関すること

別表第三の情報課の行政情報化に係る施策の企画、調整及び推進に関する事務の項の本部長専決事務の欄を次のように改める。

行政情報化に関する基本方針及び総合調整に関すること

別表第三の生活衛生課のその他の生活及び環境の衛生に関する事務の項の次に次のように加える。

国際交流課	国際交流に関する事務		職員の海外派遣 研修に関するこ と	1 海外の交流地 域等との交流 事業に関する こと 2 在外県人会 との連絡調 整及び支 援に関する こと 3 県民の国際 理解の推 進に關 すること 4 外国青年招 致事業に關 すること 5 在住外国人 の支援に關 すること 6 財団法人佐 賀県国際交 流協会(平成 2年2月7日 に財団法人 佐賀県国際 交流協会と 改称した法 人)との法 人立をい う。)との 連絡調整及 び支援助に 關すること
国際交流課	国際協力に關 する事務			1 研修員等の受 入れに關 すること 2 海外の交流地 域等への協 力に關すること
国際交流課	一般旅券の発給 に關する事務			一般旅券の発給 申請に係る審 査並びに作成 及び交付に關 すること

別表第三の新産業課の工業振興施策に関する事務の項から新産業課の佐賀県  
地域産業支援センターに関する事務の項までを削り、新エネルギー産業振興課  
の新エネルギー関連産業の研究開発支援及び集積に関する事務の項中「新エネ

「新エネルギー産業振興課」を「新エネルギー・産業振興課」に改め、同項の次に次のように加える。

新エネルギー・産業振興課	工業振興施策に関する事務		工業振興施策に及ぶ実施計画に関すること	工業振興施策のこ
新エネルギー・産業振興課	新産業の創造及び起業化支援に関する事務		中小企業の新たな事業に関する法律促進に基づく事業の環境整備構想の策定に関すること	新産業の創造及び起業化支援に係る事務を処理すること
新エネルギー・産業振興課	中小企業の経営革新に関する事務			1 中小企業の新たな事業活動に関する法律に基づく経営革新計画の承認、変更承認の取消しに関すること 2 その他法に革新に係る事務に関すること
新エネルギー・産業振興課	産業の情報化の推進及び情報産業の振興に関する事務			産業の情報化及び情報産業の振興に係る事務を処理すること
新エネルギー・産業振興課	工業技術の振興に関する事務			工業技術の振興に係る事務を処理すること
新エネルギー・産業振興課	産業デザイン等の振興に関する事務			産業デザイン等の振興に係る事務を処理すること
新エネルギー・産業振興課	電源三法に基づく事業に関する事務	1 電源三法に金の交付金の関係すること 2 原子力立地に関する特別措置法に基く興計すること	1 電源三法に金の交付金の関係すること 2 原子力立地計画の作成に関すること 3 施設の振興及び区域の変更に関すること	1 電源三法に金の交付金の関係すること 2 原子力立地計画の作成及び区域の変更に関すること
新エネルギー・産業振興課	基礎科学及び興に及ぶ技術の振興に関する事務	基礎科学技術政策及び興に及ぶ技術の振興に関すること	基礎科学技術政策及び興に及ぶ技術の振興に関すること	基礎科学技術政策及び興に及ぶ技術の振興に関すること

新エネルギードルギー・産業振興課	新領域の情報収集及び広報啓発に関する事務			新領域の情報収集及び広報啓発に関すること
新エネルギードルギー・産業振興課	中小企業に関する事務			1 中小企業に関する情報収集及び提供に関すること 2 中小企業及び管理者に対する研修に関すること
新エネルギードルギー・産業振興課	佐賀県地域産業支援センターに関する事務			佐賀県地域産業の支援センター運営に関すること
新エネルギードルギー・産業振興課	佐賀県立九州シロネ研究所に関する事務			佐賀県立九州シロネ研究所の运营管理に関すること

別表第三の雇用労働課の高年齢者の雇用の推進に関する事務の項を次のように改める。

雇用労働課	若年者、高年齢者に関する事務	女性及び雇用の推進に関する事務		若年者、高年齢者に関する事務を処理すること
-------	----------------	-----------------	--	-----------------------

別表第三の流通課の貿易に関する事務の項を削り、同表の流通課の具産品の流通対策に関する事務の項の事務の種類の中「事務」の次に「(商工課の分掌する事務に関する部分を除く。)」を加え、同表の商工課の伝統的工芸品産業の振興に関する事務の項の事務の種類の中「産業の振興」を削り、「事務」の次に「(流通対策を含む。)」を加え、同項の課長専決事務の欄を次のように改める。

- |                           |
|---------------------------|
| 1 伝統的工芸品産地の指導育成に関すること     |
| 2 伝統的工芸品の流通情報の収集に関すること    |
| 3 伝統的工芸品の販路開拓及び販売促進に関すること |

別表第三の商工課の特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法に関する事務の項の次に次のように加える。

商工課	貿易に関する事務		貿易に関する調査、指導及びあっせんに関すること
-----	----------	--	-------------------------

別表第三の農山漁村課の農地法に基づく許可等に関する事務の項の本部長専決事務の欄中第四号を削り、同表の農山漁村課の農地等の利用調整に関する事務の項の課長専決事務の欄の第一号中「土地管理情報収集分析調査等」を削り、同表の水資源対策課の水資源開発計画に関する事務の項及び水資源対策課の河川開発事業に関する事務の項中「水資源対策推進」を「国土水資源」に改め、同表の法務課の法令の審査に関する事務の項を削り、同表の職員課の児童手当の認定に関する事務の項中「児童手当」の次に「及び子ども手当」を加え、同表の職員課の赴任旅費の承認に関する事務の項を削り、同表の市町村課の市町その他地方公共団体の行財税政一般に関する事務の項の本部長専決事務の欄の第三号中「畑舎等」を「農舎等」に改め、同項の同欄の第四号を次のように改める。

4 財産管理合理化計画等を~~事務~~大田に~~普及~~すること

別表第三の市町村課の市町その他地方公共団体の行財税政一般に関する事務の項の本部長専決事務の欄中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、同表の国際課の国際交流に関する事務の項から国際課の一般旅券の発給に関する事務の項までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

(佐賀県文書規程の一部改正)

2 佐賀県文書規程（昭和五十五年佐賀県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「組織（）」の下に「統括本部における組織規則第二十五条第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織、」を加え、「組織規則第二十五条第一項」を「同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項」に改める。

第二十二条中「、エネルギー管理技術監専決事項」を削る。

（佐賀県職員被服類貸与規程の一部改正）

3 佐賀県職員被服類貸与規程（昭和五十五年佐賀県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の4の部の(3)の項中「希望の家に勤務するタイプ又は」を削る。

（佐賀県職員安全衛生管理規程の一部改正）

4 佐賀県職員安全衛生管理規程（平成元年佐賀県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「センター」の下に「、統括本部における組織規則第二十五条第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織」を加え、「組織規則第二十五条第一項」を「同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項」に改める。

（佐賀県職員の職務発明等に関する規程の一部改正）

5 佐賀県職員の職務発明等に関する規程（平成二年佐賀県訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「センター」の下に「、統括本部における組織規則第二十五条第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織」を加え、「組織規則第二十五条第一項」を「同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項」に改める。